

総社市告示第98号

総社市私立保育所整備資金に対する利子補給金交付要綱（平成17年総社市告示第12号）の一部を次のように改正する。

令和5年9月14日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式と同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p><u>総社市私立就学前教育・保育施設整備資金に対する利子補給金交付要綱</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 市長は、<u>就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（就学前教育・保育施設整備交付金の交付について（令和5年8月22日付け成事第466号子ども家庭庁長官通知）別紙）に規定する保育所、認定こども園及び小規模保育事業所の整備振興を図るために必要な資金（以下「整備資金」という。）の融資を受けた者に対し、予算の範囲内において、この要綱の定めるところにより利子補給金を交付するものとする。</u></p> <p>(利子補給金の額)</p> <p>第3条 利子補給金の額は、借入期間中（据置期間を含む。）の各年度における借入1件ごとの支払済の利子額に、460分の150を乗じて得た額の合算額（1,000円未満の端数があるときは、<u>その端数を切り捨てた額</u>）とし、最高限度を75万円までとする。</p> <p>(利子補給金の交付申請)</p> <p>第4条 利子補給金の交付を受けようとする者は、<u>私立就学前教育・保育施設整備資金に対する利子補給金交付申請書（様式第1号）に整備資金利子</u></p> | <p><u>総社市私立保育所整備資金に対する利子補給金交付要綱</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 市長は、<u>総社市社会福祉法人等の助成に関する条例（平成17年総社市条例第121号）に基づき、社会福祉法人が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所の整備振興を図るために必要な資金（以下「整備資金」という。）の融資を受けた者に対し、予算の範囲内において、この要綱の定めるところにより利子補給金を交付する。</u></p> <p>(利子補給の額)</p> <p>第3条 利子補給金の額は、借入期間中（据置期間を含む。）の各年度における借入1件ごとの支払済の利子額に、460分の150を乗じて得た額の合算額（1,000円未満の端数は、<u>切り捨て</u>）とし、最高限度を75万円までとする。</p> <p>(利子補給の交付申請)</p> <p>第4条 利子補給金の交付を受けようとする者は、<u>私立保育所整備資金に対する利子補給金交付申請書（様式第1号）に整備資金利子払込証明書（様</u></p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>払込証明書（様式第2号）又は利子の払込みを証明する書類を添えて、市長が別に定める日までに、提出しなければならない。</p> <p>（利子補給金の交付の決定）</p> <p>第5条 市長は、<u>前条の申請</u>があったときは、<u>その内容を審査</u>し、<u>適当であると認め</u>たときは、利子補給金の交付の決定をするものとする。</p> <p><u>様式第1号（第4条関係）</u> （別紙のとおり）</p> | <p>式第2号）又は利子の払込みを証明する書類を添えて、市長が別に定める日までに、提出しなければならない。</p> <p>（利子補給金の交付の決定）</p> <p>第5条 市長は、<u>前条の規定により利子補給金交付申請書の提出</u>があったときは、<u>当該申請書の内容を審査</u>し、<u>適当であると認め</u>たときは、利子補給金の交付の決定をするものとする。</p> <p><u>様式第1号（第4条関係）</u> 略</p> |

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日において、改正前の総社市私立保育所整備資金に対する利子補給金交付要綱第1条に規定する整備資金の融資を受けた者であって、当該融資の借入期間中であるものは、改正後の総社市私立就学前教育・保育施設整備資金に対する利子補給金交付要綱（以下「新要綱」という。）第1条に規定する整備資金の融資を受けた者とみなし、新要綱の規定を適用するものとする。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

総社市長 様

所在地
法人名
代表者名

私立就学前教育・保育施設整備資金に対する利子補給金交付申請書

年度において、私立就学前教育・保育施設整備資金に対する利子補給金の交付を受けたいので、総社市私立就学前教育・保育施設整備資金に対する利子補給金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 利子補給金の交付申請額 金 円
(算出内訳 別紙のとおり)
- 2 添付書類
整備資金利子払込証明書又は利子の払込みを証明する書類

別紙

私立就学前教育・保育施設整備資金利子補給金所要額調書

| 借入先 | 借入れの対象 となった事業の 内容 | 借入契約 年月日 | 借入金額 | 借入利率 | 償還期間 | 年度中の 支払済利子額 ① | 交付要綱第3 条に定める率 ② | ①×②の額 ③ | ③の千円未満 を切り捨てた額 ④ | 市費所要額 ⑤ | 備考 |
|-----|-------------------------|-------------|------|------|------|---------------------|-----------------------|------------|------------------------|------------|----|
| | | | 千円 | 年% | 年 | 円 | | 円 | 円 | 円 | |
| | | .. | | | | | | | | | |
| | | .. | | | | | | | | | |
| | | .. | | | | | | | | | |
| | | .. | | | | | | | | | |
| | | .. | | | | | | | | | |
| | | .. | | | | | | | | | |
| | | .. | | | | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | | | | | | |

(注) 1 ①欄に記入する利子額は、借入れ契約に基づく通常の利子額とすること（延滞利子は含まない。）。

2 ⑤欄には、④欄の額と75万円を比較して少ない方の額を記入すること。